

鋼船規則

規則

A 編 総則

2012 年 第 2 回 一部改正

2012 年 11 月 15 日 規則 第 48 号

2012 年 7 月 27 日 技術委員会 審議

2012 年 9 月 25 日 理事会 承認

2012 年 10 月 23 日 国土交通大臣 認可

2012 年 11 月 15 日 規則 第 48 号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

A 編 総則

1 章 通則

1.2 船級符号への付記

1.2.4 船体構造・艤装

-22.を-23.と改め，-22.として次の1項を加える。

-22. C 編 1 章 1.1.3-5., CS 編 1 章 1.1.3-5.及び U 編 1 章 1.1.1-3.適用を受けた，運送許容水分値を超える含有水分値を持つ貨物を運送する船舶については，船級符号に“*Specially Constructed Cargo Ship*”（略号 *SCCS*）を付記する。

~~-2223.~~ その他本会が必要と認める場合，船級符号に特別の付記をすることがある。

2 章 定 義

2.1 一 般

2.1.48 として次の 1 条を加える。

2.1.48 運送許容水分値

運送許容水分値とは、安全に運送できると考えられる貨物の最大含有水分値をいう。

2.1.49 として次の 1 条を加える。

2.1.49 含有水分値

含有水分値とは、貨物試料総質量に対する貨物試料中に含まれる水、氷又は他の液体の質量を百分率で示したものをいう。

附 則

1. この規則は、2012 年 11 月 15 日から施行する。

鋼船規則検査要領

A 編

総則

要
領

2012 年 第 1 回 一部改正

2012 年 11 月 15 日 達 第 74 号

2012 年 7 月 27 日 技術委員会 審議

2012 年 11 月 15 日 達 第 74 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

A 編 総則

A1 通則

A1.1 一般

A1.2.4 船体構造・艀装

-2.を次のように改める。

-2. 規則 A 編 1.2.4-1., ~~-2.及び~~, -3.及び-22.の適用上, 特定の貨物を運送するために設計された船舶については, 船級登録原簿に注記としてその旨を記載する。

附 則

1. この達は, 2012 年 11 月 15 日から施行する。